人体による習作	メニル・コレクション（館長　ヨーゼフ・ヘルフェンシュタイン）	同右	同右	同右
三幅対	ニューヨーク近代美術館（館長　グレン・D・ロウリー）	同右	同右	同右
裸体	フランクフルト近代美術館（館長　スザンヌ・ゲンシャイマー）	同右	同右	同右

○文部科学省告示第十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月八日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
私の祖父母、両親そして私（家系図）	ニューヨーク近代美術館（館長　グレン・ローリー）	平成二十五年二月八日	平成二十五年十月一日まで	森ビル株式会社 代表取締役社長　辻　慎吾 東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー	森美術館 東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー五十三階 平成二十五年四月二十六日から同年九月一日まで
恋人たち	同右	同右	同右	同右	同右
恋人のポートレート	同右	同右	同右	同右	同右

○文部科学省
厚生労働省告示第一号
経済産業省

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成十六年文部科学省
厚生労働省告示第一号）の全部を次の
経済産業省
ように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年二月八日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

目次

前文
第1　基本的考え方
1　基本方針
2　本指針の適用範囲
第2　研究者等の責務等
3　全ての研究者等の基本的な責務
4　研究を行う機関の長の責務
5　研究責任者の責務
6　海外との共同研究
第3　提供者に対する基本姿勢
7　インフォームド・コンセント
8　遺伝情報の開示
9　遺伝カウンセリング
第4　倫理審査委員会
10　倫理審査委員会の責務及び構成
第5　試料・情報の取扱い等
11　他の研究を行う機関への試料・情報の提供等
12　匿名化された情報の取扱い
13　試料・情報の保存及び廃棄
14　研究を行う機関の既存試料・情報の利用
15　外部の機関の既存試料・情報の利用
第6　個人情報の保護
16　保護すべき個人情報
17　安全管理措置
18　個人情報の取扱い
19　個人情報の開示等
20　個人情報管理者の責務
第7　用語の定義
21　用語の定義
(1)　試料・情報
(2)　診療情報